

鳥取市空家等管理事業者登録・紹介制度実施要綱

第1条（目的）

この要綱は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう所有者等が自発的に空家等の管理を継続的に行うことにより、管理不全な空家等の発生を抑制するとともに、空家等を良質な住宅として市場に流通させることで良好な住環境の確保を図るため、空家等の所有者等が発注する空家等の管理業務に関して、当該業務の受注及び実施を希望する者（以下「空家等管理事業者」という。）を市が募集登録し、空家等の所有者等へ紹介を行う「鳥取市空家等管理事業者登録・紹介制度」（以下「本制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条（定義）

この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 建築物又はこれに付属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他土地に定着する物を含む。）をいう。
- (2) 所有者等 空家等の所有者、法定相続人又は管理者をいう。
- (3) 空家等の管理業務 外観の点検、家屋の通風、水道の通水、家屋内の清掃、雨漏りの確認、庭木の剪定、除草、敷地内の清掃、害虫等の駆除、家財の処分その他の空家等を適正に管理するために必要な業務をいう。

第3条（登録資格）

この要綱に基づき本制度に登録できる者は、市内に主たる事業所を有し、「建設工事・測量等業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格」、「製造の請負、物品の売買及び修理、役務の提供並びに物品の賃貸に係る調達契約の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格」又は「鳥取市小規模修繕等契約希望者登録」のいずれかの資格を有している者で、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 次のアからウまでのいずれにも該当しない者
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 自らが行う空家等の管理業務について、パンフレット、ホームページ等に

より広報を行うことができる者

- (4) 空家等の管理業務の報告を所有者等へ行うことができる者
- (5) 鳥取市における空家等の管理業務の年間契約件数等の報告を市長へ行うことができる者
- (6) 空家等の管理業務と併せて家財の処分も行う事業者（家財の処分のみを行う事業者を除く。）にあつては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定による一般廃棄物の収集及び運搬に係る許可を受けている者又は古物営業法第3条の規定による許可を受けている者（ただし、古物商の許可のみを受けている者にあつては、一般廃棄物の収集運搬に係る許可を受けている者を所有者等へ紹介又は斡旋することができる者）
- (7) 第7条第2項の規定により、登録の抹消を受けた者にあつては、その抹消日から起算して2年以上経過した者

第4条（登録申請の方法）

登録を希望する空家等管理事業者は、鳥取市空家等管理事業者登録申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 役員等名簿及び照会承諾書（様式第3号）
- (3) 前条第6号に規定する者にあつては、同号に定める許可証の写し（同号ただし書きに規定する者にあつては、許可証及び委託契約書の写し）
- (4) 市税の滞納がないことの証明書又は同意書（市が納税状況について、収納を担当する部署に直接確認を行うことについての同意）

第5条（登録及び公表）

市長は、前条の規定による申請書の提出があつた場合は、その内容を審査の上、登録を決定するときは、鳥取市空家等管理事業者登録決定通知書（様式第4号）により、空家等管理事業者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により、登録の決定をしたときは、鳥取市空家等管理事業者登録名簿（別紙）（以下「管理事業者登録名簿」という。）に登録するとともに、登録した内容について公表するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による審査の結果、登録を却下することを決定したときは、鳥取市空家等管理事業者登録申請却下通知書（様式第5号）により空家等管理事業者に通知するものとする。

第6条（登録内容の変更）

登録の決定を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）は第4条の規定による申請書の内容の全部又は一部に変更があつたときは、速やかに鳥取市空家等管理事業者登録事項変更申請書（様式第6号）により、市長に申請しなければならない

い。

- 2 市長は、前項の規定による変更申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、登録内容の変更を決定するときは、鳥取市空家等管理事業者登録変更決定通知書（様式第7号）により登録事業者に通知するものとする。
- 3 第5条第2項の規定は、登録内容の変更に準用する。

第7条（登録の抹消）

登録事業者は、登録を抹消しようとするときは、鳥取市空家等管理事業者登録抹消申請書（様式第10号）（以下「登録抹消申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により抹消するもののほか、登録事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を抹消することができる。
 - （1）第3条1号から6号までに掲げる要件を満たさなくなったとき
 - （2）倒産又は破産したとき
 - （3）誓約書に違反したとき
 - （4）登録内容に虚偽があったとき
 - （5）事実とは異なる営業活動又は表示等を行ったとき
 - （6）著しく不当な料金を設定し、又は見積もりの金額等の虚偽を行ったとき
 - （7）不正又は悪質な勧誘を行ったとき
 - （8）所有者等との意思疎通が十分でなく、苦情等に対し不誠実であったとき
 - （9）その他市長が適当でないとしたとき
- 3 市長は、前2項の規定により、登録を抹消したときは、その旨を鳥取市空家等管理事業者登録抹消通知書（様式第11号）（以下「登録抹消通知書」という。）により空家等管理事業者に通知すると共に、管理事業者登録名簿から削除するものとする。
- 4 第2項の規定により、登録抹消通知書により登録の抹消を通知された者は、抹消日より起算して2年を経過するまでは、第3条の規定による登録資格を有しないものとする。

第8条（登録名簿の有効期間及び更新）

管理事業者登録名簿の有効期間は、登録の決定が通知された日から2年を経過した日が属する年度の末日までとする。

- 2 登録事業者は前項の有効期間を更新しようとするときは、その期間が満了する日までの1か月間において、鳥取市空家等管理事業者登録更新申請書（様式第8号）に役員名簿及び照会承諾書（様式第3号）を添えて、市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、更新を決定するときは、鳥取市空家等管理事業者更新決定通知書（様式第

9号)により登録事業者に通知するものとする。

- 4 登録事業者は、登録の更新を行わない場合は、登録抹消申請書を市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、前項の申請書が提出された場合においては、登録抹消通知書により空家等管理事業者に通知すると共に、管理事業者登録名簿から削除するものとする。

第9条（空家等に関する情報提供）

登録事業者は、所有者等から、空家等管理に関する情報提供の同意を得た場合には、空家等管理に関する情報提供同意書（様式第12号）を速やかに市長に提出しなければならない。

第10条（空家等の管理業務の内容等に係る協議）

空家等の管理業務の内容、料金その他必要な事項については、所有者等と登録事業者とが双方で協議し、決定するものとする。

- 2 空家等の管理業務に関する紛争については、登録事業者と所有者等との間で解決するものとする。
- 3 市長は、第1項の協議及び決定については、一切これに関与しない。

第11条（資料の提出等の請求）

市長は、必要があると認めるときは、この要綱に定めるもののほか、登録事業者に対し、資料の提出若しくは提示又は説明を求めることができる。

第12条（個人情報の取扱い）

登録事業者は、本制度における個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令の個人情報の保護に関する規定並びに次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）個人情報を他に漏らし、自己の利益や不当な目的のために取得、収集、作成し、又は利用しないこと。
- （2）個人情報を紛失等することのないよう適正に管理すること。

第13条（補則）

この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

附則

（施行期日）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

鳥取市空家等管理事業者登録申請書

鳥取市長 様

所在地
商号又は名称
代表者氏名

鳥取市空家等管理事業者登録・紹介制度実施要綱第4条の規定により、次のとおり空家等管理事業者の登録を申請します。

【申請内容】

事業者の所在地		
事業者の商号又は名称		
電話番号		
FAX 番号		
メールアドレス		
ホームページアドレス		
事業実施する対象地域 (複数回答可)	市内全域・旧市域・国府町・福部町・河原町・用瀬町・佐治町・気高町・鹿野町・青谷町	
空家等管理業務 (実施可能な管理に○印)	実施可能	管理事業の内容
		外観の点検
		家屋の通風
		水道の通水
		家屋内の清掃
		雨漏りの確認
		庭木の剪定
		除草(草取り、草刈り)
		敷地内の清掃
		害虫等の駆除
		家財の処分 収集運搬業者 (<input type="checkbox"/> 自社運搬 <input type="checkbox"/> 自社以外の収集 一般廃棄物運搬許可業者)
		その他(例 郵便物の転送等)

添付資料

- 1 誓約書(様式第2号)
- 2 役員等名簿及び照会承諾書(様式第3号)
- 3 要綱第3条6号の許可を証する許可証及び委託契約書の写し
- 4 市税の滞納がないことの証明書又は同意書(収納を担当する部署に直接確認を行うことについての同意)

様式第2号(第4条関係)

誓約書

鳥取市長 様

当事業所は、鳥取市空家等管理事業者登録申請を行うにあたり、鳥取市空家等管理事業者登録・紹介制度実施要綱(以下「要綱」という。)に定める制度の目的等を理解し、下記について誓約します。

記

- 1 当事業所は、要綱第3条の規定に基づく要件をすべて満たしています。
- 2 空家等の管理業務を行う上で、次のいずれかに該当する行為又は疑われる行為はいたしません。
 - 1)所有者等に対する虚偽又は悪質な勧誘行為
 - 2)強引な手法や事実誤認を与える営業活動及び表示行為
 - 3)不要な業務の強要や故意に見積もりの金額等を偽る行為
 - 4)著しく不当な料金設定行為
 - 5)著しく不当な業務遂行行為
 - 6)所有者等からの苦情等に対する不誠実な行為
- 3 所有者等から得られた個人情報の取扱いについて十分配慮するものとし、個人情報を不正に利用し、又は外部に提供するようなことはいたしません。

年 月 日

所在地
商号又は名称
代表者氏名

様式4号(第5条関係)

都 指 発 第 号
年 月 日

鳥取市空家等管理事業者登録決定通知書

様

鳥取市長 深澤 義彦

年 月 日付けで申請のあった空家等管理事業者登録について、次のとおり登録を決定しましたので、鳥取市空家等管理事業者登録・紹介制度実施要綱第5条第1項の規定により通知します。

1 対象事業者

登録番号	
所在地	
商号又は名称	
電話番号	
FAX 番号	
メールアドレス	
ホームページアドレス	
事業実施する対象地域	
登録名簿の有効期限	年 月 日 まで

2 実施登録業務

- () 外観の点検
- () 家屋の通風
- () 水道の通水
- () 家屋内の清掃
- () 雨漏りの確認
- () 庭木の剪定
- () 除草(草取り、草刈り)
- () 敷地内の清掃
- () 害虫等の駆除
- () 家財の処分
- () その他の業務()

様式第5号(第5条関係)

都 指 発 第 号
年 月 日

鳥取市空家等管理事業者登録申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった空家等管理事業者登録について、次の理由により登録しないことと決定しましたので、鳥取市空家等管理事業者登録・紹介制度実施要綱第5条第3項の規定により通知します。

1 事業者名

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

2 理由

(例 第3条の登録資格を有していないため)

様式第6号(第6条関係)

年 月 日

鳥取市空家等管理事業者登録事項変更申請書

鳥取市長 様

所 有 地
商号又は名称
代表者氏名

登録内容に変更があるため、鳥取市空家等管理事業者登録・紹介制度実施要綱第6条の規定により、次のとおり空家等管理事業者の登録の変更を申請します。

【変更申請内容】

商号又は名称		
変更希望日		
変更内容	変更前	変更後

様式7号(第6条関係)

都 指 発 第 号
年 月 日

鳥取市空家等管理事業者登録変更決定通知書

様

鳥取市長 深澤 義彦

年 月 日付けで申請のあった空家等管理事業者登録変更について、次のとおり登録を変更しましたので、鳥取市空家等管理事業者登録・紹介制度実施要綱第6条第2項の規定により通知します。

【変更申請内容】

商号又は名称		
変更年月日	令和 年 月 日	
変更内容	変更前	変更後

様式第8号(第8条関係)

年 月 日

鳥取市空家等管理事業者登録更新申請書

鳥取市長 様

所在地
商号又は名称
代表者氏名

鳥取市空家等管理事業者登録・紹介制度実施要綱第8条の規定により、次のとおり空家等管理事業者登録の更新を申請します。

【申請更新内容】

事業者の所在地		
事業者の商号又は名称		
登録内容の変更の有無	<input type="checkbox"/> 変更無 <input type="checkbox"/> 変更有 変更有の場合のみ、以下の項目すべてを記入してください。	
電話番号		
FAX 番号		
メールアドレス		
ホームページアドレス		
事業実施する対象区域 (複数回答可)	市内全域・旧市域・国府町・福部町・河原町・用瀬町・佐治町・気高町・鹿野町・青谷町	
空家等管理業務 (実施可能な管理に○印)	実施可能	管理事業の内容
		外観の点検
		家屋の通風
		水道の通水
		家屋内の清掃
		雨漏りの確認
		庭木の剪定
		除草(草取り、草刈り)
		敷地内の清掃
		害虫等の駆除
		家財の処分 収集運搬業者 (<input type="checkbox"/> 自社運搬 <input type="checkbox"/> 自社以外の収集 一般廃棄物運搬許可業者)
	その他(例 郵便物の転送等)	

添付資料

- 1 役員等名簿及び照会承諾書(様式第3号)

様式第9号(第8条関係)

都 指 発 第 号
年 月 日

鳥取市空家等管理事業者登録更新決定通知書

様

鳥取市長 深澤 義彦

年 月 日付で申請のあった空家等管理事業者登録更新について、次のとおり登録を更新しましたので、鳥取市空家等管理事業者登録・紹介制度実施要綱第8条第2項の規定により通知します

1 対象事業者

登録番号	
所在地	
商号又は名称	
電話番号	
FAX 番号	
メールアドレス	
ホームページアドレス	
事業実施対象地域	
登録名簿の有効期限	年 月 日 まで

2 実施登録業務

- () 外観の点検
- () 家屋の通風
- () 水道の通水
- () 家屋内の清掃
- () 雨漏りの確認
- () 庭木の剪定
- () 除草(草取り、草刈り)
- () 敷地内の清掃
- () 害虫等の駆除
- () 家財の処分
- () その他の業務()

様式第10号(第7条・第8条関係)

年 月 日

鳥取市空家等管理事業者登録抹消申請書

鳥取市長 様

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

鳥取市空家等管理事業者登録・紹介制度実施要綱第7条第1項又は第8条第4項の規定により、次のとおり空家等管理事業者登録の抹消を申請します。

商号又は名称	
抹消申請理由	

様式第11号(第7条・第8条関係)

都 指 発 第 号
年 月 日

鳥取市空家等管理事業者登録抹消通知書

様

鳥取市長 深澤 義彦

空家等管理事業者登録抹消について、次のとおり登録を抹消しましたので、鳥取市空家等管理事業者登録・紹介制度実施要綱第7条第3項又は第8条第5項の規定により通知します。

1 登録番号及び対象事業者名

2 抹消年月日

年 月 日

3 抹消理由

様式第 12 号(第9条関係)

年 月 日

空家等管理に関する情報提供同意書

鳥取市長 様

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

下記の事項について、鳥取市長へ情報提供することについて同意を得たので提出します。

記

申込者氏名	
申込者住所 連絡先	(電話)
所有者等氏名	
所有者等との関係	
空き家の住所	

管理事業者名			
事業実施対象区域			
管理事業の内容(該当項目について○印)			
<input type="checkbox"/>	外観の点検	<input type="checkbox"/>	庭木の剪定
<input type="checkbox"/>	家屋の通風	<input type="checkbox"/>	除草(草取り、草刈り)
<input type="checkbox"/>	水道の通水	<input type="checkbox"/>	敷地内の清掃
<input type="checkbox"/>	家屋内の清掃	<input type="checkbox"/>	害虫等の駆除
<input type="checkbox"/>	雨漏りの確認	<input type="checkbox"/>	家財の処分
<input type="checkbox"/>	その他 ()	<input type="checkbox"/>	